

[事案 2023-321] 入院給付金等支払等請求

・令和 6 年 10 月 1 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約の一部が解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 6 月から同年 7 月まで多発性子宮筋腫で入院し、入院中の同年 6 月に手術を受けたため、令和 4 年 1 月に契約した組立型保険の医療保険および女性特定疾病保険等にもとづき、入院給付金等を請求したところ、過去 5 年以内の通院について正しい告知がなされていなかったとして、本契約の一部が解除され、本入院・手術は告知されなかった事実との因果関係が否定できないとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を取り消して、本入院・手術に係る給付金の支払い、および募集人からの度重なる嘘による精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 申込前の令和 3 年 11 月に、募集人から説明を受け、他社の生命保険に加入していること、平成 27 年 2 月に子宮筋腫摘出術をしており年に 1、2 回経過観察のための通院をしていることなどを伝えた。募集人は、手術後 5 年以上経ち、通院においても服薬や治療がないので申告する必要はない、その話は聞かなかったことにしますと言い、耳を塞ぐ仕草をした。保障されないのであれば他社契約を継続しようと思っていたので、再度、保障対象なのかと確認したが、募集人らは「対象です。安心してください。」と言っていた。
- (2) 申込手続はタブレットで行われたが、募集人が質問する形で操作していき、自分は最後の自筆のサインの所でのみタブレットに触れた。申込前の面談時に子宮筋腫、子宮内膜症を告知する必要はないと言われていたので、募集人が既往症を「なし」、通院を「花粉症」のみと入力したことについては不審には思わなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込前の面談時、申込手続時および告知手続時のいずれにおいても、申立人から、平成 27 年 2 月に子宮筋腫摘出術を受けたとか、その後に経過観察のために定期的に通院しているという申告はされなかった。
- (2) 申立人は、過去に子宮筋腫を患った経験から女性特定疾病保険に魅力を感じて本契約に乗り換えたという主旨の話をしているが、そのような話はなかった。
- (3) 告知時のタブレット操作について、募集人が確認事項を読み上げるために画面をスクロールしたことはあったかもしれないが、確認欄の項目など申立人に入力してもらうべき部分を募集人が操作することはなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張する事実を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。